

公益財団法人 キューピーみらいたまご財団助成金交付規則

（総則）

第1条 公益財団法人 キューピーみらいたまご財団（以下「本財団」という。）は、本財団定款第3条に掲げる食育を中心とした社会貢献活動を行う団体に対し助成を行うため、この規則を定める。

（助成事業の選定基準）

第2条 助成の対象となる社会貢献事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- （1） 助成事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ助成により事業の効果が十分に発揮できると認められるものであること。
- （2） 助成事業は、営利を目的としないものであること。

（助成の対象団体等）

第3条 助成を受けようとする団体（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- （1） 事業計画に沿って遂行に足る能力を有すること。
- （2） 助成事業者として、不適当と認められる行為がなかったこと。

（交付申請）

第4条 助成事業者は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる各書類を添えて本財団に提出しなければならない。ただし、本財団が特に認めた場合には、添付書類の一部を省略することができる。

- （1） 事業計画書
- （2） 助成事業の予算書
- （3） 定款※法人
- （4） 役員名簿、全部事項証明書（直近のものの写し可）※法人
- （5） 前年度の収支決算書
- （6） 本年度の収支予算書
- （7） 財産目録、貸借対照表※法人
- （8） 事業案内書（パンフレットなど）

（助成金交付の審査及び決定）

第5条 本財団は、前条の申請書等を受理した場合は、本財団の選考準備委員会にて申請内容を確認し、選考委員会が助成金の交付決定を行うものとする。なお、助成金使用対象期間が1年に満たないものにあつては、選考準備委員会での申請内容確認を経ずに、選考委員会が助成金の交

付決定を行うことができる。

（助成金の交付決定通知）

第 6 条 本財団は、前条により助成金の交付を決定した場合は、助成事業者に対し、助成金の交付額及び交付の条件並びに支払いの方法等所要の事項を通知するものとする。

（助成事業者の代表者等の変更）

第 7 条 助成事業者が代表者を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。助成事業者が法人の名称（法人格を有しない団体は、団体・施設の名称）、又は、所在地を変更した場合も同様とする。

（助成金の支払い方法）

第 8 条 助成金の支払いは、4 月の年 1 回を基本とするが、年初計画外で新たな助成事業の必要が生じた場合は、別途支払い方法を定める。

（助成金の支払いの請求及び交付）

第 9 条 助成事業者は、本財団からの通知に基づき、助成金振込依頼書を本財団に提出しなければならない。

2. 本財団は、前項により依頼書を受理し、助成金を交付するものとする。

（助成金の目的外使用禁止及び経理区分）

第 10 条 助成事業者は、交付された助成金を当該助成事業以外の用途に使用してはならない。

2. 助成事業者は、助成事業に関する経理については、他の経理と区分して処理しなければならない。

（誓約書の提出、助成事業の実施及び計画の変更）

第 11 条 助成事業者は、本財団からの通知に基づき、応募時または交付決定後に、事業の実施に関する誓約書を本財団に提出しなければならない。

2. 助成事業者は、第 6 条の規定に基づく助成金の交付決定通知に記載されている事項に基づき、助成事業を実施しなければならない。

3. 助成事業者は、第 6 条の規定に基づく助成金の交付決定通知に記載されている事項の変更を求める場合は、あらかじめ変更の理由及び経費の積算を記載した計画の変更に関する助成事業計画変更承認申請書を提出して本財団の承認を受けなければならない。

（助成事業の中間報告）

第 1 2 条 本財団は、助成事業の適正を期するため、必要のあるときは随時実施状況を調査し、または報告を徴することができる。

（事業の完了報告）

第 1 3 条 助成事業者は、本財団に対し、当該事業の完了後 2 カ月以内に、助成事業の完了報告書または本財団が別に定める様式による報告書を提出しなければならない。

（助成金交付の辞退）

第 1 4 条 助成事業者は、第 6 条第 1 項の規定により助成金の交付決定を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく本財団に提出しなければならない。

（助成金交付決定の取消し）

第 1 5 条 本財団は、助成事業者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- （１） 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- （２） 助成事業を中止した場合
- （３） 助成事業を遂行する見込みがなくなった場合
- （４） 第 3 条の各号の要件に適合しなくなった場合
- （５） その他この規則又は交付の条件に違反した場合

（助成金の返還）

第 1 6 条 本財団は、前条により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができるものとする。

附則

この規則は、2017 年 5 月 22 日から施行する。

2017 年 10 月 20 日 第 4 条、第 8 条を修正。

2019 年 10 月 15 日 第 5 条を修正

2020 年 10 月 14 日 第 6 条 2、第 8 条、第 13 条を修正

2022 年 9 月 30 日 第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 11 条、第 15 条を修正